

御注意 1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人とこの間に完全支配関係がある法人に該当する場合は、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。 2 ①資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下である法人 ②法人税法第3条第4項に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます) ③相互会社 3 「30」から「32」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本若しくは出資金を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を除きます。)に該当する場合に記載します。

納税地 新潟県十日町市上野乙141番地1
法人名 特定非営利活動法人 エヌピーオー
代表者 自署押印
添付書類 (借対照表)(貸借計算書)株主(社員)資本(変動計算書又は指し金帳)表、勘定科(内訳明細書)(業務概況)組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

平成 22 年 4 月 1 日
事業年度分の確定申告書
平成 23 年 3 月 31 日
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 4 main columns: 1. 所得金額又は欠損金額 (別表四「44の①」) 2. 法人税額 (36)又は(37) 3. 法人税額の特別控除額 4. 差引法人税額 (2)-(3) 5. リース特別控除取戻税額 6. 課税土地譲渡利益金額 7. 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41) 8. 課税留保金額 (別表三(一)「32」) 9. 同上に対する税額 (別表三(一)「40」) 10. 法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9) 11. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 12. 控除税額 ((10)-(11))と(44)のうち少ない金額 13. 差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12) 14. 中間申告分の法人税額 15. 差引確定税額とし、マイナスイ入(13)-(14)場合は、(17)へ記入 16. 所得金額又は欠損金額 (30)の18%相当額 17. (31)の30%相当額 18. 法人税額 (34)+(35) 19. 法人税額 (33)の30%相当額 20. 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」) 21. 土地譲渡税額 (別表三(三)「23」) 22. 土地譲渡税額 (別表三(四)「15」) 23. 所得税の額等 (別表六(一)「6の③」+「23の計」) 24. 外国税額 (別表六(二)「21」) 25. 計 (42)+(43) 26. 控除した金額 (12) 27. 控除しきれなかった金額 (44)-(45) 28. 還付を受けるようとする金融機関等

所得の金額の計算に関する明細書  
(簡易様式)

事業年度 22・4・1  
23・3・31

法人名

特定非営利活動法人 エヌピーオー

別表四(簡易様式)

平 二 十 二 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分

御注意

1 沖繩の認定法人の所得の特別控除、組合事業等に係る損失がある場合の課税の特例、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例、商工組合等の留保所得の特  
2 別控除及び特定目的会社等又は特定目的信託に係る課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあつては、別様式による別表四を御使用ください。  
「44」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1,576,800	1,576,800	配当 その他
加			
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)			
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。 )及び市町村民税			
損金の額に算入した道府県民税利子割額	50	50	
損金の額に算入した納税充当金	1,113,200	1,113,200	
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。 )、加算金、延滞金(延納分を除く。 )及び過怠税			その他
減価償却の償却超過額			
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額	9,500		その他 9,500
経理区分振替額	1,250,000	1,250,000	
次葉合計			
小 計	2,372,750	2,363,250	9,500
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額			
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)			※
受贈益の益金不算入額			※
適格現物分配に係る益金不算入額			※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※
次葉合計			
小 計	0	0	外 ※ 0
仮 計			
(1)+(13)-(25)	3,949,550	3,940,050	外 ※ 0
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)			その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③)	150		その他 150
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(二)の「10」-別表十七(二)の「39」の計)			その他
合 計			
(26)+(27)+(29)+(30)	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(二)「42」)	△		※ △
総 計			
(32)+(33)	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)			
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※
差 引 計			
(35)+(36)+(40)	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「2」の計+(別表七(二)「11」,「22」又は「31」)	△		※ △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	△	△	
所得金額又は欠損金額	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
			9,650

簡

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
------	-------------------	-----	------------------

別表五(一) 平 二十二年・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期首現在利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
利益準備金	1			
別途積立金	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
一般会計との経理区分振替額	24		1,250,000	1,250,000
次葉合計	25			
繰越損益金(損は赤)	26		1,576,800	1,576,800
納税充当金	27		1,113,200	1,113,200
未納法人税等(退職年金等積立金に)	未納法人税(附帯税を除く。)	△	中間△ 確定△ 710,600	△ 710,600
	未納道府県民税(均等割額及び利子割額を含む。)	△	中間△ 50 確定△ 55,400	△ 55,400
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	△	中間△ 確定△ 154,300	△ 154,300
差引合計額	31	0	△50 3,019,650	3,019,700

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期首現在資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
資本金又は出資金	32			
資本準備金	33			
	34			
	35			
差引合計額	36			

御注意

2 1

この表は、通常の場合には次の算式により検算がなされる。  
 (一) 期首現在利益積立金額合計(31①) + (二) 別表四留保所得金額又は次積金額(44) - (三) 中間分・確定分法人税戻市民税の合計額 = (四) 発行済株式又は出資のうち(一)以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となりますので御注意ください。

租税公課の納付状況等に関する  
明細書

事業年度  
22・4・1  
23・3・31

法人名

特定非営利活動法人 エヌピーオー

別表五  
(二)

平 二 二 一 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分

税目及び事業年度		期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤
				充 当 金 取 崩 し 付 に よ る ③	仮 払 経 理 に 付 よ る ④	損 金 経 理 に 付 よ る ⑤	
法人 税	・	1					
	・	2					
	当期分	3					
	確定	4	710,600				710,600
	計	5	710,600				710,600
道府 県 民 税	・	6					
	・	7					
	当期分	8					
	利子割	8	50			50	0
	中間	9					
確定	10	55,400				55,400	
計	11	55,450			50	55,400	
市 町 村 民 税	・	12					
	・	13					
	当期分	14					
	中間	14					
確定	15	154,300				154,300	
計	16	154,300				154,300	
事 業 税	・	17					
	・	18					
	・	19					
	当期中間分	19					
計	20						
そ の 他	損金算入のもの	21					
	延滞金 (延納に係るもの)	22					
		23					
		24					
	加算税及び加算金	25					
	延滞税	26					
	延滞金 (延納分を除く。)	27					
	過怠税	28					
	源泉所得税	29	150			150	0
		30					
納 税 充 当 金 の 計 算							
繰 入 額	期首納税充当金	31		取 崩 し 付 の 他 額	損金算入のもの	37	
	損金の額に算入した納税充当金	32	1,113,200		損金不算入のもの	38	
		33				39	
	計 (32)+(33)	34	1,113,200		仮払税金消却	40	
取 崩 し 額	法人税額等 (5の③)+(11の③)+(16の③)	35		計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41		
	事業税 (20の③)	36		期末納税充当金 (31)+(34)-(41)	42	1,113,200	

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

事業年度 22・4・1  
23・3・31

法人名 特定非営利活動法人 エヌピーオー

別表六(一) 平成二十二年・四・一以後終了事業年度分

I 所得税額の控除に関する明細書

区分	収入金額	①について課される額	②のうち控除を受ける額
		①	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1,000 円	150 円	150 円
公社債の利子等			
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)			
集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配			
その他			
計	1,000	150	150

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算基礎期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10) (9) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の所等 利計有元本数	利子配当等の所等 利計有元本数	$\frac{(15)-(16)}{2 \times (11)}$ (負数の場合は零とする。)	所有元本割合 (16)+(17) (15) (小数点以下3位未満切上げ、1をこえる場合は1とする。)	控除を受ける額 (14)×(18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20	21	
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
		・			
		計			

II みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

法人名	解散の年月日	みなし配当金額	(22)の25%相当額
		22	23
	・	円	円
	・		
	計		

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
--------------	-------------------	-----	------------------

御注意		当期繰入額		貸倒実績率の計算		貸倒実績率の計算		貸倒実績率の計算																																
〔5〕欄の「 <sup>100</sup> 」の分子の空欄には、中小法人(租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。 (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。) <sup>10</sup> 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。) <sup>8</sup> (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。) <sup>10</sup> 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。) <sup>10</sup> (3) 金融及び保険業 <sup>3</sup> (4) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業 <sup>13</sup> (5) その他の事業 <sup>6</sup>	1	200,000	2	20,000,000	3		4	20,000,000	5	10.0 1,000	6	200,000	7		8	0	9	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	10	(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	11	前又は前3年内事業年度(設立事業年度)の貸倒れによる損失の額の合計額	12	損金の額に算入された令第96条第2項第2号ロの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	13	損金の額に算入された令第96条第2項第2号ハの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	14	益金の額に算入された令第96条第2項第2号ニの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	15	益金の額に算入された令第96条第2項第2号ホの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	16	益金の額に算入された令第96条第2項第2号ヘの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	17	益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	18	貸倒れによる損失の額等の合計額 (11)+(12)+(13)-(14)-(15)-(16)-(17)	19	(18) × $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	20	貸倒実績率 $\frac{(19)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)
	繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額					
	繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額					
	繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額					
	繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額			
	繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額			
	繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額			
	繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額		繰入限度額			

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権及び倒否	債権等及び貸倒れ	税務上の債権等	個別評価額	対価額	連結完全支配関係がある法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (21)+(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)-(27)
	21	22	23	24	25	26	27	28		
売掛金	20,000,000							20,000,000		20,000,000
計	20,000,000							20,000,000		20,000,000

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29		債権からの控除割合 $\frac{(30)}{(29)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計) × (31)	32	

① 交際費等の損金算入に関する  
明細書

事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
------	-------------------	-----	------------------

御注意

3 2 1  
(2) 1 「」欄には、期末の資本の額又は出資金の額が、1億円以下である法人(2)に該当するもの(1)を記載し、1億円を超るもの(2)に該当するものを除き、租税特別措置法第61条の4第3項第2号の飲食等の費用について、租税特別措置法施行規則第21条の4に規定する書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

支出交際費等の額 (7の計)	1	95,000	損金算入限度額 $\left( \begin{matrix} (1) \text{と} (2) \text{のうち} \\ \text{少ない金額} \end{matrix} \right) \times \frac{90}{100}$	3	85,500
定額控除限度額 (0円又は600万円) $\times \frac{12}{12}$	2	6,000,000	損金不算入額 (1) - (3)	4	9,500
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額		交際費等の額から控除される費用の額		差引交際費等の額
	5		6		7
交 際 費	95,000				95,000
計	95,000				95,000

受付印

平成 年 月 日

南魚沼地域振興局 殿

※ 処理事項

この申告の基礎となる修正申告の再更正による。

申告年月日

Header information including address (新潟県十日町市上野乙141番地1), business type (商品卸、小売), and representative information.

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの事業年度又は道府県民税の確定申告書

Main tax calculation table with columns for Summary (摘要), Tax Standard (課税標準), Tax Rate (税率), Tax Amount (税額), and Tax Description (用途). Includes sections for Corporate Tax (事業税) and Local Resident Special Tax (道府県民税).

第六号様式 (提出用)

(道府県民税)

署名押印

(電話)



※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分				
事業年度又は 連結事業年度		平成 平成	22 23	年 年	4 3	月 月	1 31	日 日	から まで

法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
-----	------------------

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

※

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区	分	収入金額 ①	①について課された 利子割額 ②	②のうち控除・充当・ 還付を受ける利子割額 ③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	1,000 円	50 円	50 円
公社債の利子	2			
投資信託の収益の分配	3			
その他	4			
計	5	1,000	50	50

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る  
控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額 ④	④について課された 利子割額 ⑤	公社債利子等の 計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本 所有期間 ⑦	所有期間割合 ⑦ ⑧ (小数点以下3 位未満切上げ)	控除・充当・還付 を受ける利子割 額⑤×⑧ ⑨
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額 ⑩	⑩について課された 利子割額 ⑪	公社債利子等の 計算期末の 所有元本数等 ⑫	公社債利子等の 計算期首の 所有元本数等 ⑬	⑫-⑬ 2又は12 (負の場合は 零とする。) ⑭	所有元本割合 ⑬+⑭ ⑮ (小数点以下3位 未満切上げ1を こえる場合は1 とする。) ⑯	控除・充当・還付 を受ける利子割 額⑪×⑯ ⑰		
		円	円					円		
都別	道内	府	県	記	/					
都別	道内	府	県	記	/					
都別	道内	府	県	記	/					
都別	道内	府	県	記	/					
都別	道内	府	県	記	/					

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分

法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー	事業年度又は 連結事業年度	平成 平成	22 23	年	4 3	月	1 31	日から 日まで
-----	------------------	------------------	----------	----------	---	--------	---	---------	------------

第九号の様式（提出用）

利子割額の都道府県別明細書

※

都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・充当・還付を受ける利子割額				都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・充当・還付を受ける利子割額			
			十億	百万	千	円				十億	百万	千	円
北海道		01						25					
青森		02						26					
岩手		03						27					
宮城		04						28					
秋田		05						29					
山形		06						30					
福島		07						31					
茨城		08						32					
栃木		09						33					
群馬		10						34					
埼玉		11						35					
千葉		12						36					
東京		13						37					
神奈川		14						38					
新潟	○	15				50		39					
富山		16						40					
石川		17						41					
福井		18						42					
山梨		19						43					
長野		20						44					
岐阜		21						45					
静岡		22						46					
愛知		23						47					
三重		24						合計					50

④9

※処理事項 整理番号 事務所区分 法人番号 申告区分

受付印

平成 年 月 日 十日町市長 殿

※処理事項 発信年月日 通信日付印 確認印 申告年月日 年 月 日

所在地 新潟県十日町市上野乙141番地1
(電話 - - )
事業種目 ○○商品の卸、小売
法人名 特定非営利活動法人 エヌピーオー
代表者氏名印

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分の市町村民税の確定 申告書 ※

Table with columns: 摘要, 課税標準, 法人税割額, 税率, etc. Rows include: (使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額, 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額, etc.

Table with columns: 名称, 事務所、事業所又は寮等の所在地, 分割基準, 当該法人の全従業員数, etc. Row: 新潟県十日町市上野乙141番地1

Table with columns: 指場定都の市に⑮の申告する算, 区名, 月数, 従業員数, 均等割額, 決算確定の日, 解散の日, etc.

関与税理士 署名押印 (電話 - - )